

## 一般廃棄物処理業許可証

住所 宇部市大字上宇部2812番地

氏名 株式会社ヒラタ

代表取締役 平田 民子

令和2年7月9日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 2 年 7 月 13 日

山陽小野田市長 藤田 剛 二

記

- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)
- 収集・運搬・処分の別 収集・運搬
- 許可する区域 山陽小野田市内
- 許可の期間 (自) 令和 2 年 7 月 23 日  
(至) 令和 4 年 7 月 22 日
- 事業の用に供する施設の状況 収集運搬車両 8 台
- 許可条件  
(1) 山陽小野田市の分別基準に従い可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの分別を徹底すること。  
(2) 収集運搬車両については収集物の飛散落下防止措置を講ずること。  
(3) 事業内容の変更等必要事項が生じたときは直ちに報告すること。  
(4) 市外の廃棄物を搬入したときは許可を取り消します。